

第2次 静岡市再犯防止推進計画（令和5～10年度）

策定の趣旨

近年、全国的に犯罪の発生件数は減少していますが、**警察等に検挙された人のうち再び犯罪をしてしまった人の割合（再犯者率）は全国で48.6%（令和3年）**であり、**実に犯罪をした人の2人に1人は再犯者という状況**です。このことを受け、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌29年には国による再犯防止推進計画が策定され、様々な対応が進められています。

本市における再犯者率も**48.4%（令和3年）**と国と同様高く、**犯罪を減らすには再犯者への対応が重要**となっています。本市としても再犯防止に関する事業を総合的に推進していくための計画を策定し、**市民が犯罪による被害を受けることを防ぎ、全ての人が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。**

基本理念

全ての市民に寄り添い、必要な支援につなげていくことで**再犯を減らし、互いに地域社会の一員として支え合いながら、誰もが安心して暮らすことのできる安全な社会の実現**を目指す。

基本方針

市民の暮らしに最も近い基礎自治体として、

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が連携し、関係者とも緊密に連携協力しながら再犯防止施策を総合的に推進します。
- ②犯罪をした者等の特性に応じた、**切れ目のない**、再犯防止に必要な指導及び支援を実施します。
- ③**犯罪被害者の存在を十分に認識**し、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、被害者の心情等を理解し、社会復帰に向け自ら努力させることの重要性を踏まえて再犯防止施策を実施します。
- ④再犯防止施策は、**社会情勢等に応じた**効果的なものにします。
- ⑤市民にとって再犯防止施策は身近なものでないため、再犯の防止に関する取組を分かりやすく**効果的に広報**し、広く**市民の関心と理解**を得ます。

改定のポイント

◎成果指標の設定	成果指標（KPI）	策定時	R10目標
前計画なし ⇒ 今回計画で設定しPDCAで評価	静岡市の再犯者数	499人	380人
◎重点施策に「就労支援」と「住居確保」	立ち直りに協力したい市民の割合	12.4%	20%以上
・誰もが活躍のまちづくり計画など他計画とも連携し、 就労支援強化	保護司の認知度	38.6%	50%以上
・入居困難な人の支援をする 居住支援法人との連携 ⇒ 支援希望者への 支援充足率 100% を目指す。			
◎生きづらさを抱える人を取り残さない ⇒ 地域で受け入れるための取組拡大⇒再犯防止に 理解のある市民 を増やす。			

（※計画期間中、重点事業や個別施策について見直しを行い、新規事業等は随時更新していきます。）

計画の特徴（静岡市らしさ）

- 市民が市民に寄り添う支援**
再犯防止相談支援事業（令和3年度から継続）・・・**更生保護に理解のある市民**が、犯罪をした者等の行政機関への手続の相談窓口につき添い、福祉等の必要な支援につなげる。**SDGs未来都市**として、**市民と協働して「誰一人取り残さない」地域社会の実現**。
- 「就労支援」と「住居確保」の充実**
重点課題として、「就労支援」と「住居確保」を掲げ、他計画の事業とも連携しながら、基礎自治体だからこそ可能な、実効性のある施策を行います。（※右頁参照）
- 3矯正施設（刑務所・少年院・少年鑑別所）等との連携**
静岡市内には、静岡刑務所、駿府学園（少年院）、静岡少年鑑別所の3つの矯正施設があるという特徴があります。これらのほか、**保護観察所、検察庁等の国の機関や、弁護士会等の民間団体と互いの事業や取組について定期的に情報提供し、広報に関する協力や事業の連携**を図っています。

関連施策の体系

関連施策は犯罪や非行をした人に限らず、誰もが利用できるものです。



※掲載事業については、予算措置の状況により変更が生じる可能性があります。

基本施策

現状（全国の場合）

市の関連施策の例

就労支援の充実【重点】

- ・刑務所に再び入所する者の7割以上は再犯時に無職。
- ・保護観察終了時に仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人と比べて約3倍。

- 【就労の確保】
- ・入札参加資格認定時 協力雇用主に加点
 - ・高齢者就労促進事業
 - ・生活保護受給者等就労体験・職業訓練
 - ・就労自立促進事業
 - ・誰もが活躍支援プロジェクト検討事業 NEW!
 - ・就職氷河期世代再チャレンジ支援事業 NEW!

住居確保と支援【重点】

- ・刑務所満期出所者の約4割が適当な住居が確保されないまま出所。

- 【住居の確保】
- ・生活困窮者住居確保給付金事業
 - ・生活困窮者一時生活支援事業
 - ・養護老人ホームの設置・管理
 - ・セーフティネット住宅登録制度
 - ・居住不安定者等居宅生活移行支援事業 NEW!

保健医療・福祉サービスの利用促進等

- ・高齢・障がい
- ・薬物等依存症
- ・少年・若年者
- ・特性に応じた効果的な指導

- ・高齢者や障がい等を有する人で犯罪をしてしまった者は短期間で再犯の傾向がある。
- ・薬物事犯者は、同時に薬物依存症でもある。
- ・各々の特性を理解した上での継続的な支援が必要。
- ・犯罪をした者等が被害者の心情を理解し、自らの責任を自覚して努力させることが必要。
- ・少年院入院者の3割近く、刑務所入所者の4割近くが高校に進学しない。

- ・再犯防止相談支援事業
- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・生活保護制度
- ・成年後見制度利用促進事業
- ・高齢者実態調査
- ・依存症対策事業
- ・障害者相談支援事業
- ・スクールカウンセリング事業
- ・スクールソーシャルワーカー事業
- ・少年輔導の実施
- ・生活困窮者子どもの学習意欲向上
- ・配偶者暴力相談支援センター事業
- ・触法少年・ぐ犯少年の少年鑑別所見学
- ・こころの健康センター 相談事業

民間協力者の活動促進、広報・啓発活動

- ・民間ボランティアが減少傾向、地域社会の人間関係希薄化。
- ・再犯防止施策は市民に身近でなく、理解・協力を得にくい。

- ・再犯防止に関する支援者養成講座 NEW!
- ・協力雇用主に加点（再掲）
- ・保護司会連絡協議会への補助金の交付
- ・更生保護サポートセンターへの支援
- ・社会を明るくする運動
- ・人権啓発活動

国・民間団体等との連携強化

- ・国の支援は原則として刑事司法手続の期間に限定。
- ・刑事司法手続を離れた者に対する支援は地方公共団体が民間等と連携して実施。

- ・仮釈放予定受刑者による社会貢献活動
- ・全国再犯防止推進会議等への参加
- ・静岡市再犯防止推進協議会の開催

※計画の対象者は再犯防止推進法第2条第1項の「犯罪をした者等」（有罪となって刑務所に入所した者だけでなく、罰金刑になったり、起訴猶予になった者等も含まれます。）

更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん

